

施策提案の事前評価に係る評価項目・評価基準 (BRIDGE 運用指針 5. (1) ②iii))

5. (1)

②研究開発型における対象施策に対する評価

iii) 評価項目・評価基準

- a) BRIDGE の制度の目的との整合性
- b) 統合イノベーション戦略等の各種戦略及びガバナリングボードが設定する重点課題との整合性
- c) 目標（特にアウトカム目標）の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い
- d) 適切な SIP 型マネジメントがなされているか。また、各省庁の関連施策（予算事業に限らず、各省庁が所掌事務として実施する施策をいう。）に反映が見込まれるかどうか。
- e) 民間研究開発投資を呼び込むための取組の進捗状況
- f) 事前評価の際には、上記 a) から d) の見通しを踏まえ、施策を実施することにより、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化が推進されるかという観点から、BRIDGE における施策の実施の可否について判断を行う。
- g) 最終評価の際には、上記 a) から d) に加え、見込まれる効果あるいは波及効果、民間研究開発投資誘発効果及びその見込み又は財政支出の効率化に係る効果及びその見込み、終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確か。
- h) 追跡評価の際には、各課題の成果の実用化・事業化の進捗状況、見込まれる効果あるいは波及効果に加え、民間研究開発投資誘発効果及び財政支出の効率化
- i) その他、対象施策ごとに特有の事情等を勘案し、必要に応じ、BRIDGE 評価委員会が定めることができる。